

京都市告示第411号

京都市京北森林公園条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市京北森林公園を臨時休園します。

平成17年11月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

臨時に休園する日時

平成17年12月1日から同年12月26日まで及び平成18年1月6日から同年2月28日までの間の月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後、最初に到来する休日でない日）の午前9時から午後5時まで

（産業観光局農林振興室林業振興課）